

**青少年いこいの家管理棟等建替工事設計業務
公募型プロポーザル方式評価要領**

1. 評価の位置づけ

本要領は、青少年いこいの家管理棟等建替工事設計業務を委託するにあたり、「青少年いこいの家管理棟等建替工事設計業務公募型プロポーザル方式募集要領」等の各種資料を基本とした上で、評価点の算出方法、受託候補者の選定方法について示すものである。

2. 評価方法と受託候補者等の選定

- (1) 委託先候補の事業者特定は、青少年いこいの家管理棟等建替工事に係る設計業務委託事業者選定会議（以下、選定会議）の審議により実施する。
- (2) 審査は参加表明書等による1次審査、ヒアリングによる2次審査の二段階審査により実施する。
- (3) 1次審査は、参加表明書等の提出書類を基に書類審査（客観的評価）を事務局により実施し、選定会議の審議を経て、2次審査へ進む点数上位5者を選定する。
- (4) 2次審査は、1次審査で選定された事業者に技術提案書等の提出を要請し、提出された資料について非公開によるヒアリング及び審議を行い、その内容を踏まえて選定会議により受託候補者及び次点候補者を選定する。
- (5) 各評価段階の配点は下記のとおりとする。

段階	評価項目	配点
1次審査	会社の実力 (業務経歴、有資格者数など)	25.0
	実施体制の能力 (配置予定主任担当技術者の経験、能力など)	75.0
計		100.0

段階	評価項目	配点
2次審査	特定テーマに対する技術提案 (特定テーマについての的確性、独創性、実現性など)	60.0
	業務の実施方針 (業務内容の理解度、実施体制、積極性など)	30.0
	提案価格	10.0
計		100.0

- (6) 1次審査及び2次審査の得点による応募者の最終得点は下記のとおりとする。

$$\text{最終得点} = \{(1\text{次審査得点} + \text{市内加算}) \times 25\% \} + (2\text{次審査得点})$$

市内加算とは、1次審査得点に元請が市内事業者であれば10%、準市内事業者であれば5%を乗じた加算を行う。

なお、各段階での得点については公表しない。

選定終了後、受託候補者は応募者名と最終得点、次点候補者以下の応募者は最終得点のみ公表する。

3. 1次審査

(1) 参加表明書等の提出

1) 提出期限

令和 6 年 3 月 8 日午後 5 時まで（郵送の場合は期限内に必着のこと）

2) 提出方法

持参又は配達の記録が残る郵送（簡易書留等）

3) 提出場所

募集要領「10. 連絡先及び提出先」に記載する事務局

4) 提出書類

提出書類	様式	部数
参加表明書	様式 1	A4 判縦長のファイルに綴じたものを計 2 部提出すること。
応募設計事務所概要	様式 2	
会社の実力 (技術者数・資格)	様式 3	
会社の実力 (同種又は類似業務実績)	様式 4	
実施体制の能力 (配置予定主任担当技術者の技術者資格)	様式 5	
協力事務所の名称等	様式 6	
配置予定管理技術者の経歴	様式 7	
配置予定主任担当技術者の経歴	様式 8	

(2) 配点表

区分	様式	評価内容	評価基準	配点
会 社 の 実 力	様式 3	技術者の在籍数	応募者に属する技術者の数 詳細は 3. (3) 評価基準による	5.0
	様式 3	有資格者係数	応募者に属する技術者の数 詳細は 3. (3) 評価基準による	5.0
	様式 4	同種又は類似業務の実績	平成 26 年 2 月 19 日以降に履行が完了した同種又は類似業務の数 詳細は 3. (3) 評価基準による	15.0
実 施 体 制 の	様式 8	配置予定主任担当技術者の技術者資格	建築(総合)主任担当技術者の資格	3.0
			構造主任担当技術者の資格の資格	3.0
			電気設備主任担当技術者の資格の資格	3.0
			機械設備主任担当技術者の資格の資格	3.0
			積算主任担当技術者の資格の資格	3.0

能 力	様式 7,8	配置予定管理施術者及び 主任担当技術者の同類又 は類似事例の実績	管理技術者の実績	9.0
			建築(総合)主任担当技術者の実績	8.0
			構造主任担当技術者の実績	6.0
			電気設備主任担当技術者の実績	6.0
			機械設備主任担当技術者の実績	6.0
	様式 7,8	配置予定管理施術者及び 主任担当技術者の繁忙度	管理技術者の繁忙度	8.0
			建築(総合)主任担当技術者の繁忙度	8.0
			構造主任担当技術者の繁忙度	3.0
			電気設備主任担当技術者の繁忙度	3.0
			機械設備主任担当技術者の繁忙度	3.0
合計				100.0

(3) 評価基準

1) 会社の実力

なお、会社の実力とは本社を含む会社全体の実力を評価する。(グループ会社を含まない。)

ア 技術者の在籍数(様式 3)

評価項目	評価事項	評価係数	配点
技術者数	換算技術者数 20人以上	1.0	5.0
	換算技術者数 10~19人	0.9	
	換算技術者数 9人以下	0.8	

※換算技術者数= Σ (技術者数×技術者資格係数)

資格係数: 構造設計一級建築士、設備設計一級建築士、第一種電気主任技術者、技術士は 1.2、一級建築士、建築積算士、建築設備士、第二種電気主任技術者は 1.0、その他は 0.5 とする。ただし、協力事務所の人数は技術者数に含まない。

イ 有資格者(様式 3)

評価項目	評価事項	評価係数	配点
有資格者係数	平均資格係数 0.80 以上	1.0	5.0
	平均資格係数 0.79~0.60	0.9	
	平均資格係数 0.59 以下	0.8	

平均資格係数=換算技術者数÷技術者数

協力事務所の人数は技術者数に含まない。

ウ 同種又は類似業務の実績(様式 4)

会社の同種又は類似業務の実績について評価する。**元請又は設計共同体の構成員**として、平成 26 年 2 月 19 日以降で本プロポーザルの募集要領配布開始時点までに**履行が完了した**同種又は類似業務を対象とし、記載する件数は 5 件までとする。

評価項目	評価事項		実績係数	配点
業務実績	類似 A	屋外宿泊施設もしくは 1ha 以上の広場、公園等の基本設計又は実施設計のいずれかの業務	1.0	15.0
	同種	公共機関等が発注する 200 m ² 以上 の木造建築物の新築（非住宅）の実施設計の業務	0.7	
	類似 B	200 m ² 以上 の木造建築物の新築（非住宅）の実施設計の業務	0.5	

※屋外宿泊施設とは、青少年野外活動施設、キャンプ場、グランピング施設など、宿泊機能を伴う屋外での活動を前提とした施設とする。

※公共機関等とは、国（日本）及び地方公共団体とする。

各実績の実績係数を合計したものを 5(実績が 4 件以下でも 5 とする)で除した値(小数点第 3 位を四捨五入)を評価係数とし、配点に乗じたものを得点とする。

2) 業務体制の能力

ア 配置予定主任担当技術者の技術者資格(様式 8)

評価項目	担当分野	評価する技術者資格	評価係数	配点
配置予定主任担当技術者の資格	建築(総合)	一級建築士	1.0	3.0
		二級建築士	0.4	
		その他	0.2	
	構造	構造一級建築士	1.0	3.0
		一級建築士	0.8	
		二級建築士	0.4	
		その他	0.2	
	電気設備	設備設計一級建築士 第一種電気主任技術者	1.0	3.0
		建築設備士 一級建築士 第二種電気主任技術者	0.8	
		一級電気工事施工管理技士	0.4	
		その他	0.2	
		機械設備	設備設計一級建築士	3.0
		建築設備士 一級建築士	0.8	
		一級管工事施工管理技士	0.4	
		その他	0.2	
	積算	建築積算士	1.0	3.0

	一級建築士		
	二級建築士	0.4	
	その他	0.2	

イ 配置予定管理技術者及び主任担当技術者の同類又は類似事例の実績(様式7、様式8)

管理技術者及び各主任担当技術者(積算主任担当技術者を除く)について、過去の実績のうち2件を次のとおり評価する。

- ① 業務実績については(3) 1) ウ同種又は類似業務の実績とし、評価する。
- ② 携わった立場

携わった立場	管理技術者係数	主任技術者係数
管理技術者の立場	1.0	1.0
主任担当技術者の立場	0.6	1.0
担当技術者の立場	0.2	0.6

③ 評価

配置予定主任担当技術者の各実績について①×②で算出された係数を合計し、2(実績が1件でも2とする)で除した値(小数点第3位を四捨五入)を評価係数とし、配点に乗じたものを得点とする。

ウ 繁忙度(様式7,8)

令和6年2月19日以降に業務の履行期間が重複するものについて評価する。(積算主任担当技術者は除く)

ただし、主たる分担業務分野(建築(総合)分野)主任技術者は業務実施上の条件として手持ち業務について、携わっている業務(本契約を含まず特定後、未契約の業務を含む。)が、5件以下であることが条件であるため、それを超える場合は失格とする。

評価項目	評価事項	評価係数
繁忙度	手持ち業務が2件以下	1.0
	手持ち業務が3件~4件	0.6
	手持ち業務が5件以上	0

4. 2次審査

(1) 技術提案書等の提出

1) 提出期限

令和6年4月15日午後5時まで(郵送の場合は期限内に必着のこと)

2) 提出方法

持参又は配達の記録が残る郵送(簡易書留等)

3) 提出場所

募集要領「10.連絡先及び提出先」に記載する事務局

4) 提出書類

提出書類	様式	部数
ヒアリング出席者報告書	様式11	2部

技術提案書（表紙）	様式 12	A 4 判縦長のファイルに綴じたものを計 2 部（社名入り）、技術提案書及び業務の実施方針を各 1 部、A 4 判縦長のファイルに綴じたものを計 5 部（社名無し）提出すること。その際、技術提案書は片袖折り（Z 折り）とする。
特定テーマに対する技術提案	様式 13	
業務の実施方針	様式 14	
価格提案書	任意	『青少年いこいの家管理棟等建替工事設計業務 価格提案書』と表面に記入した封筒へ 1 部封入し、印鑑（参加表明書で使用するもの）で割印すること。また、封筒裏面には、応募者の所在地、商号又は名称を記入すること。 なお、封筒は外封筒、中封筒の二重封筒とするなど厳重に封をすること。
プレゼンテーション動画	D V D	6 部

(2) 配点表

様式	評価項目		評価基準	配点
様式 13	特定テーマに対する技術提案	テーマ① 『施設整備のコンセプト（案）の設定及びその実現手法について』	(3) 1) による	40.0
		テーマ② 『施設の特性及び周辺環境や景観との調和を考慮した管理棟について』		20.0
様式 14	業務の実施方針	業務の理解度、取組方針	(3) 2) による	15.0
		業務の実施体制		15.0
任意	提案価格		(3) 3) による	10.0

(3) 評価基準

ヒアリング終了後各委員が提案の的確性(与条件との整合性等)、独創性(工学的知見に基づいて独創的な提案となっているか等)、実現性(提案内容が論理的に裏付けがされており、説得力のある提案となっているか等)を考慮して以下の評価水準に基づいて総合的に評価する。

各委員の評価係数を合算し、委員人数で除したものを評価係数とし、配点に乗じたものを得点とする。

1) 特定テーマに対する技術提案

ア) 各テーマの評価の着眼点に基づき評価する。

評価項目	評価の着眼点
特定テーマに対する技術提案	<p>テーマ①『施設整備のコンセプト（案）の設定及びその実現手法について』</p> <p>老朽化した既存施設を刷新し、新たな野外活動施設として整備するにあたり、キャンプ施設の昨今の動向、利用者の年齢層やニーズ等を踏まえ、本敷地に適したキャンプ場施設全体のコンセプト（案）を設定し、それを実現するための設計手法や実施体制、設計の進め方について、具体的に考え方を提案すること。</p>
	<p>テーマ②『施設の特性及び周辺環境や景観との調和を考慮した管理棟について』</p> <p>自然あふれる敷地条件、屋外空間とのつながりなどに配慮し、木造の特性や木空間の見せ方を活かした野外活動施設として、テーマ①で設定したコンセプトに適したデザインについて、考え方を提案すること。</p>

イ) 評価係数

評価項目	評価水準	評価係数
特定テーマに対する技術提案	A:具体的な提案の的確性・独創性・実現性が極めて優れている	1.0
	B:具体的な提案の的確性・独創性・実現性が優れている	0.8
	C:具体的な提案の的確性・独創性・実現性が十分である	0.6
	D:具体的な提案の的確性・独創性・実現性がやや不十分である	0.4
	E:具体的な提案の的確性・独創性・実現性が不十分である	0.2

2) 業務取組方針、実施体制

ア) 各項目についての評価の着眼点に基づき評価する

評価項目	評価の着眼点
業務の理解度、取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務内容や特定テーマに対する理解度が高いか ・本業務に関連した知識、経験が豊富であるか ・意欲、熱意を感じられ、創意工夫が期待できるか ・特に重視する設計上の留意事項が本業務に適当であるか ・ヒアリングを通して、説明や質疑の受け答えが明瞭であるか
業務の実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の実施体制について特徴があるか ・業務の実施体制において、各分野の密な連携が担保されているか ・課題解決に向けて十分な知識や経験があり、解決に導く体制となっているか (コスト削減、工事工期短縮、環境配慮など)

イ) 評価係数

評価項目	評価水準	評価係数
・業務の理解度、取組方針 ・業務の実施体制	A:極めて優れている	1.0
	B:優れている	0.8
	C:適切である	0.6
	D:やや劣っている	0.4
	E:劣っている	0.2

3) 提案価格

提出された提案価格に基づき、以下の算定式により算出された係数を配点に乘じたものを得点とする。

$$\text{価格評価係数} = (\text{提案上限額}-\text{提案価格}) / (\text{提案上限額}-\text{最低価格})$$

※最低価格とは、最も低く提案された提案価格をいう。

提案価格が提案上限価格を超えた場合は失格とする。

最低価格が提案上限価格と同額となった場合は価格評価係数を 0 とする。

以 上